

令和2年4月15日

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方への資金対応について

愛媛県信用漁業協同組合連合会
(公印省略)

国の政策

1. 農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫）信漁連代理業務にて取扱中

特例措置の内容（貸付決定期限：令和2年3月10日～令和3年1月31日：今後延長及び廃止あり得る）

ご利用いただける方	主業漁業者等（注）であって、新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障を来している又は来すおそれがある方
資金の使いみち	漁業経営の経営維持に必要な長期運転資金
利率	実質無利子（融資当初5年間）1,000万円まで
融資期間	10年以内（うち据置期間3年以内）
融資限度額	（一般）1,200万円、（特認*）年間経営費等の12分の12

（注）個人：漁業に係る所得が総所得の過半を占めている方、又は漁業に係る粗利益が200万円以上の方

法人：漁業に係る売上高が総売上高の過半を占めている方、又は漁業に係る売上高が1,000万円以上の方

（*）簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引上げが必要と認められる場合に適用されます。

（参考）1,000万円を超える利率は、令和2年4月20日から償還期間9年まで0.16%、10年0.17%（金利見直し有）

国及び県への要望

2. 愛媛県及び県漁連・信漁連から、水産庁に要望書提出済（令和2年3月24日付）

新型コロナウイルス感染症の水産業への影響に対する要望として、以下の内容の金融措置について要望しています。

○各種資金の償還期限の猶予

○運転資金の無利子化

○固定債務への対応並びに基金協会保証の拡充等

今後、国及び愛媛県から新型コロナウイルス感染症に対する金融措置が示される予定ですので、詳しい情報が入り次第、ご案内させていただきます。（6月～7月頃予定）

なお、融資に関するご相談については、最寄りの信漁連窓口までご連絡下さい。

<本件に関する問い合わせ先>

愛媛県信用漁業協同組合連合会

業務統括本部 融資課

TEL 089-933-8718